第五十二条第一項中「、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するものは任意の総合通信局長を」を削り、「（無線設備」を「（法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備」に改め、同項の表二の六の項中「同規則」を「従事者規則」に改め、同条第三項中「法第二十八条の二第一項」を「法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの及び法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの並びに法第二十八条の二第一項」に改め、「ついては」の下に「、第一項の規定にかかわらず」を加える。

別表第二号の二の三の様式中「下記のとおり」の次に「混信又はふくそうに関する調査に係る」を加え、同様式記４中「情報提供範囲」を「情報提供の範囲」に改め、同様式記５中「情報提供の」の次に「実施の」を加え、同表を別表第二号の二の四とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二号の二の五（第11条の２の４第２項関係）

無線局情報提供請求書

年　月　日

収	入
印	紙

総務大臣　殿

請求者（注１）
住　所
氏　名　　印
代表者氏名

電波法第25条第２項の規定に基づき、下記のとおり終了促進措置に係る無線局情報の提供を請求します。

記

1　請求理由（注２）
2　開設しようとする無線局の概要
⑴　無線局の種別
⑵　無線局の目的
⑶　識別信号
⑷　無線設備の設置場所又は移動範囲
⑸　周波数等
　占有周波数帯幅
　電波の型式
　周波数
⑹　空中線電力
3　希望する情報提供範囲（注３）
4　希望する情報提供の方法（注４）
□用紙に出力したもの
□フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格Ｘ6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したもの
□光ディスク（日本工業規格Ｘ0606及びＸ6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

注１　請求者の欄の記載は、次によること。
⑴　住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
⑵　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、請求者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
⑶　請求者が外国人である場合は、住所については、日本における居住地を記載すること。
⑷　代理人による請求の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。
２　２の請求理由については、開設が必要となる理由を具体的に記載すること。
３　３の希望する情報提供範囲については、開設指針に規定する終了促進措置に係る無線局のうち、情報提供を希望する無線局を具体的に記載すること。
４　希望する情報提供の方法については、該当する事項の□１ヶ所にレ印を付けること。

別表第二号の二の二の次に次の一表を加える。

別表第二号の二の三（第11条の２の３関係）

対象となる無線局	情報提供項目
開設指針において定める終了促進措置に係る無線局（法第４条第１号から第３号までに掲げる無線局が含まれるときは、当該無線局を除く。）	1　免許人等の氏名又は名称（注１） 2　住所（注２） 3　無線局の種別 4　無線局の目的（注３） 5　無線設備の設置場所（注４） 6　電波の型式、周波数及び占有周波数帯幅（注５） 7　空中線電力 8　適合表示無線設備の番号（注６） 9　開設している無線局の数（注７）

注１　氏名については、請求者が認定開設者（法第27条の14第３項に規定する認定開設者をいう。以下同じ。）である場合に限り、提供する。
２　請求者が認定開設者以外の者である場合にあつては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。
３　登録局の場合にあつては、提供しない。
４　移動する無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）にあつては常置場所、包括免許に係る特定無線局にあつては包括免許人の事務所の所在地を提供することとする。ただし、請求者が認定開設者以外の者である場合にあつては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。
５　登録局の場合にあつては、周波数に限り提供する。
６　技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を提供する。
７　包括免許に係る特定無線局又は包括登録に係る登録局の場合に限り、提供する。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第11条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の二第２注９⑵中「、第49条の７の２」を削る。

別表第二号の四注20⑶中「すべて」を「全て」に、「905MHzから915MHzまで」を「何MHzから何MHzまで」に改める。